

## 5 「健康と福祉のまちづくり」

例に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和がとれるよう、無秩序な開発防止に努めます。

### (4) 上水道事業の充実

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全で安心な水道水を安定的に供給することは重要です。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は重要です。本町は、送配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて努めてきました。今後、災害拠点病院や広域避難所への供給ルートを優先的に耐震化するなど、なお一層の充実を図ります。

### (5) 下水道事業の充実

下水道事業については、我謝、翁長地内などにおける面整備の拡大を図ります。引き続き9月10日の「下水道の日」を中心とした全庁的な取り組みと、未接続世帯に対する個別訪問を行うなど広報活動の強化、公共下水道接続促進補助金の交付を行い、早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。

### (1) 成人保健事業の推進

20代、30代の若い世代の健診及び保健指導の充実を図るとともに、40代以降では、特定健診・特定保健指導を行い、肥満と生活習慣病の重症化を予防する対策を重点的に実施します。また、本町の死亡原因第一位のがん対策としては、早期発見するために各種がん検診の受診勧奨に努め、引き続き個別検診を取り入れ、受診しやすい環境づくりに努めます。

高齢者の健康を守るため、高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種の定期接種を円滑に進め、健康長寿を目指します。

また、総合的な健康づくりの取り組みとして「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に、生活習慣の改善を目指した健康教育を実施します。食事や生活習慣の改善を図るための側面的サポートとして、食生活改善推進員の養成を行い支援体制の充実を図ります。

### (2) 医療保険事業の推進

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度

改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医療費の抑制を目的とする各種の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。また、保険税の収納率向上率を高めるとともに、一般会計からの法定外充当も検討し、引き続き国保財政の安定化を図り、健全な事業運営に努めます。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)については、安心して医療が受けられるように、沖繩県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。

### (3) 母子保健事業の推進

西原町子ども子育て支援事業計画に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を行います。妊婦健康診査においては、引き続き14回分の助成を行い受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病予防の視点も含めた妊婦などへの支援に努めます。また、乳幼児健診後の親子療育事業「親子ひろば」を引き続き実施します。

さらに感染症予防や、はしか0(ゼロ)をめざすなど、疾病予防に努めます。

共生事業の拡充を図り、引き続き介護予防事業を積極的に推進します。

介護保険事業はこれまで同様、保険給付費の適正化に努めます。

豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくためには、高齢者が培ってきた知識と経験を生かすことが大切です。そのため、引き続き西原町老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金を交付し、今後とも希望に満ちた社会参加を進めるための支援に努めます。

また、障がいのある人もない人も同じように地域社会の一員として暮らすことができる共生社会を目指すため「沖繩県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の啓発・広報活動を推進します。

障がい者の社会参加の促進については、沖繩県福祉のまちづくり条例などの啓発・広報活動を推進し、生活環境のバリアフリー化に努めます。障がい者の自立促進については、障害者優先調達推進法の広報周知に努めるとともに、平成26年12月に策定した西原町障害者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設からの物品等の調達を推進していきます。

また、町主催の事業などにおける手話通訳の配置を引き続き行います。

障がい者の虐待防止については、障害者虐待防止法に基づき、虐待防止対策事業の充実をはかることで障がい者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行います。小児慢性特定疾患児への支援として、日常生活用具の給付を



毎年11月に開催している「西原町介護の日イベント」

### (7) 障害者(児)の福祉

全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、とても重要です。ここ数年障がい者(児)を取り巻く制度が目まぐるしく変わってきていますが、障がいがあっても町民が暮らしや

最終処分場についてはこれまで同様、建設に向けて取り組みます。また、汚泥再生処理センターの完成に伴い、土曜、祝日等のし尿及び浄化槽汚泥の受け入れ処理を行い、町民の利便性向上に努めます。

不法投棄を未然に防ぐため、関係機関と連携し環境パトロールを実施するとともに、循環型社会の取り組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・新エネルギー等の推進に努めます。

さらに西原町生活環境保全条例に基づき、生活環境の保全等に関する施策を推進します。また、産業廃棄物の中間処分場に関する諸問題について、計画段階から町への届出等を義務付け、事業実施後も適正に運営されているかを確認することで、町民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境の保全に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽補助金制度を活用するとともに、西原町生活排水対策推進計画に基づき「水遊びのできる川」を目指して、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、西原町墓地等の経営許可等に関する条例に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和がとれるよう、無秩序な開発防止に努めます。

例に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和がとれるよう、無秩序な開発防止に努めます。

さらに西原町、中城村と連携しての三町村広域のファミリーサポートセンター事業のさらなる充実を図ります。

小児の医療費については、引き続き入院費の助成を乳幼児から中学校卒業まで行うとともに、自動償還払制度を導入し、児童生徒の保健の充実を図り健全な成長を支援します。

また、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんちちは赤ちゃん事業」の継続実施で、さらなる子育て支援の充実を図ります。

児童クラブ施設に対する巡回事務指導支援を実施し、事務の指導及び支援を図ります。

### (5) 地域福祉活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力ある「ふれあいのまち」を築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域社会づくりが重要であります。そこで、今年度も西原町社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業を支援し、地域福祉の向上に意欲的に取り組みます。また、同協議会の第3次町地域福祉活動計画をふまえ、ボランティアセンター、ボランティア連絡会の機能充実強化を図るとともに、見守り活動、友愛訪問交流会など、小地域ネットワーク事業の拡充に向けて支援します。

### (6) 高齢者福祉の充実

本町の高齢者人口は、ゆるやかながらも年々増加の傾向にあることから、高齢化社会の将来像を見据え、西原町高齢者保健福祉計画「ことぶきプラン2015」に基づき、各種高齢者福祉サービスの充実強化に努めます。

それとともに、今後の介護保険の適正な運営を考え、沖繩県介護保険広域連合への加入に向けて取り組みます。

また介護保険法の一部改正に伴い、介護認定要支援1、2の方の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が地域支援事業の「新しい総合事業」へ、平成29年4月までに移行することとなりました。地域支援事業の対象拡大に伴い、今年度は要支援者を含めた地域リハビリ事業の展開として、地域型通所事業を実施する予定です。

さらに、高齢者がいきいきとしたライフステージを実現できるように健康づくりと生きがい対策を図り、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちの実現をめざします。

また、できる限り要支援、要介護に陥ることなく、その人らしい生活を持続することができるよう地域包括支援センターの相談事業の充実や連携、さらに、いあんべー家及びいあんべー